

# とりまとめ

平成 27 年 6 月 19 日

申告官署の自由化・通関業制度のあり方に関する研究会



## 委員名簿

### 【座長】

石原 伸志 東海大学海洋学部教授

### 【委員】

荒木 強 株式会社サンシン 代表取締役社長

伊藤 豊 日本通運株式会社代表取締役副社長

神山 弘行 一橋大学大学院法学研究科准教授

佐藤 正弥 一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部上席主幹

田口 勝久 デイ・エチ・エル・ジャパン株式会社業務本部レギュラリー・アフェアーズマネージャー

舘澤 明彦 丸全昭和運輸株式会社AEO総括管理室長

根本 敏則 一橋大学大学院商学研究科教授

真壁 一生 日本機械輸出組国際貿易円滑化委員会委員

松本 義則 フェデラルエクスプレス日本ゲートウェイ業務担当マネージングディレクター



## 開催実績

### 【第1回】（平成27年4月14日）

- （1）通関制度の概要
- （2）輸出入申告官署の自由化について
- （3）通関業法の概要

### 【第2回】（平成27年4月24日）

- （1）申告官署の自由化・通関業法改正の基本的考え方
- （2）通関業法改正の論点整理（1）

### 【第3回】（平成27年5月12日）

- 通関業法改正の論点整理（2）

### 【第4回】（平成27年5月19日）

- 通関業法改正の論点整理（3）

### 【第5回】（平成27年6月19日）

- （1）説明会における主な意見等について
- （2）とりまとめ（案）について



## 目次

I	はじめに	1
II	申告官署の自由化	2
1.	申告官署の自由化に係る基本的考え方	2
2.	申告官署の自由化の基本的枠組み	3
(1)	申告官署の自由化の対象範囲について	3
イ.	対象官署について	3
ロ.	対象貨物について	3
ハ.	対象手続について	4
(2)	申告官署の自由化の下での業務処理について	4
イ.	輸出入の許可について	4
ロ.	申告官署の選択制との関係について	5
ハ.	貿易統計の取扱いについて	5
ニ.	税関検査への立会い	5
ホ.	通関関係書類の提出先について	6
III	通関業制度	6
1.	通関業法改正の基本的考え方	6
2.	通関業法改正に係る論点	7
(1)	通関業の許可について	7
(2)	営業所の新設について	7
(3)	地域限定の場合及び貨物限定の場合における通関士の設置について	8
(4)	専任の通関士の設置について	8
(5)	通関業の許可及びAEO通関業者の認定に基づく地位の承継について	9
(6)	営業報告書について	10
(7)	通関業務料金の最高額の定めについて	10
(8)	業務改善命令について	11
(9)	欠格事由について	12
(10)	罰則について	12
(11)	通関業者が輸出入者に通関関係書類の提出を求めることができる旨の規定について	12
(12)	通関士試験科目の一部免除について	13
(13)	通関士となる際の実務経験について	13
(14)	通関士の位置付けについて	13
(15)	通関士の資格付与について	14
IV	まとめ	14



## I はじめに

社会経済のグローバル化やサプライチェーンの国際化・高度化が進展する中、税関は、その使命である「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」を着実に果たしていくことが重要であり、とりわけ、「貿易の円滑化」に関しては、輸出入者をはじめとした貿易関係事業者の国際競争力の強化や利便性の向上に資する観点から、通関手続のより一層の迅速化が求められている。

輸出入申告官署の自由化(以下「申告官署の自由化」という。)は、「規制改革実施計画」(平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定)に「輸出通関申告官署の自由化」が盛り込まれたこと<sup>1</sup>を受け、財務省関税局において輸入通関を含め検討を進めているものであり、関税・外国為替等審議会における平成 27 年度関税改正に係る答申(平成 26 年 12 月 30 日)に、

- ・ 輸出入申告を蔵置官署<sup>2</sup>に対して行う原則は維持しつつ、AEO輸出入申告について、特例的に非蔵置官署<sup>3</sup>に対して輸出入申告を行うことを可能とする
- ・ 通関業の営業区域制限<sup>4</sup>を廃止する

ことを基本的方向性とし、平成 29 年度までの実施に向けて具体的な検討を行うとともに、これを機に通関業法についても必要な見直しを検討する旨が「引き続き検討すべき事項」として盛り込まれたところである。

また、通関業法は、通関業者の業務の適正な運営を図ることにより通関手続の適正かつ迅速な実施を確保することを目的としているが、1967 年(昭和 42 年)の制定以来、50 年近くに亘り実質的な改正が行われていないことから、その間の通関手続を取り巻く環境の変化等に対応できていない面が見受けられる。

本研究会は、申告官署の自由化及び通関業制度について、財務省関税局における今後の具体的な検討に資するため、学識経験者、貿易関係者を委員として開催したものであり、本とりまとめは、本研究会における申告官署の自由化の基本的枠組み及び通関士制度を含む通関業制度全般に係る論点についての検討結果をまとめたものである。

<sup>1</sup> 規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定)

事項名	内容	実施時期
輸出通関申告官署の自由化	通関手続における IT 利用促進に係る工程表を作成し、広く関係先の意見を聞きながら、通関手続のペーパーレス化を実現するとともに、平成 29 年度の NACCS 更改時には、少なくとも特定輸出申告について、船積地にかかわらず、一元的に NACCS に申告することによって輸出通関が完了するよう検討を行い、結論を得る。	平成 25 年度検討・結論(平成 29 年度まで順次実施)

<sup>2</sup> 輸出入しようとする貨物が置かれている保税地域等を所轄する税関官署

<sup>3</sup> 蔵置官署以外の税関官署

<sup>4</sup> 通関業の許可に係る税関の管轄区域内においてのみ通関業を営むことができることとするもの(通関業法第 9 条)

## II 申告官署の自由化

### 1. 申告官署の自由化に係る基本的考え方

輸出入申告は、原則として蔵置官署に行わなければならないこととされている(関税法第67条の2第1項)。

その趣旨は、外国貨物を置くこと等ができる場所として税関長が許可をした場所である保税地域等で貨物の検査を行い、その後輸出入の許可を行うことで、貨物のすり替え等が行われるリスクが低く抑えられ、通関の適正性が確保されるとともに、輸出入申告から許可にいたる一連の手续として、書類の審査及び貨物の検査を蔵置官署の職員が一貫して行うことで、不正輸出入の疑義がある貨物に対する迅速な対応が可能となり、効果的・効率的な審査・検査が確保されることにある。このように、蔵置官署に輸出入申告を行うことを原則としている趣旨が適正な通関及び業務処理の効率性を確保する観点であることに鑑みれば、全ての事業者には非蔵置官署に対する輸出入申告を認めることは適当ではないと考えられる。

一方で、「貿易の円滑化」は税関の重要な使命の一つであり、通関の適正性及び業務処理の効率性を損なわない範囲内で非蔵置官署への輸出入申告を行うことを可能とすれば、輸出入者、通関業者等の貿易関係事業者の輸出入申告に関連する業務の集約、事務の効率化及びコストの削減を図ることができ、貿易の円滑化に資するものと考えられる。

このような観点からすれば、AEO事業者<sup>5</sup>(AEO輸出者、AEO輸入者及びAEO通関業者)は、貨物の現況の的確な把握など輸出入に関する業務を適正かつ確実に遂行する能力を有すること等を要件として税関長の承認、認定を受けた者であり、適正な申告が期待できることから、非蔵置官署への輸出入申告を認めても通関の適正性及び業務処理の効率性に与える影響は小さいと考えられる。そのため、AEO事業者に係る輸出入申告<sup>6</sup>について、特例的に非蔵置官署への申告を認めることは可能と考えられる。

また、AEO事業者に対して非蔵置官署への輸出入申告を認める場合、通関業者は、通関業の許可を受けた税関の管轄区域外に所在する税関官署に対し輸出入申告をすることも考えられるが、その場合、営業区域制限が制約となり、現に通関業の許可を受けている税関長以外の税関長から許可を受けて営業区域を拡大しない限り、申告官署の自由化に対応できない場合があり得ることとなる。

さらに、通関業の営業区域制限は、通関業法第5条第3号(許可の基準)に規定する、いわゆる需給調整条項と密接に関連しているものと考えられるが、この需給調整条項については、「規制緩和推進3か年計画」(平成10年3月31日閣議決定)において、内外の事業者の公正かつ自由な競争を促進し、利用者の利益を確保するという観点から、次期通関業法改正時に廃止することとされている。

以上を踏まえ、申告官署の自由化に当たっては、併せて、通関業の営業区域制限を廃止す

<sup>5</sup> 認定事業者(Authorized Economic Operator)：貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された者として税関長の承認・認定を受けた者

<sup>6</sup> AEO輸出者に係る輸出入申告及びAEO輸入者に係る輸入申告並びにAEO通関業者が取り扱う輸出入申告

ることが必要と考えられる。

このようなことから、

- ・ 輸出入申告を蔵置官署に対して行う原則を維持しつつ、AEO輸出入申告について、特例的に非蔵置官署に対して行うことを可能とする
- ・ 通関業の営業区域制限を廃止する

ことが申告官署の自由化の基本的方向性とされている。

本研究会においては、この申告官署の自由化の基本的方向性を踏まえたうえで、その基本的枠組みについて検討した。

なお、申告官署の自由化は、貿易関係事業者の事業の集約や、非蔵置官署に対する輸出入申告の比率を高めることを目的として実施するものではなく、AEO事業者の輸出入申告に関する選択肢を拡大するものとして認識されるべきであることに留意する必要がある。

## 2. 申告官署の自由化の基本的枠組み

申告官署の自由化の基本的枠組みについては、申告官署の自由化の対象範囲(官署、貨物及び手続)をどうするか、また、申告官署の自由化の下、申告官署と蔵置官署とが異なることとなる場合の業務処理をどうするかが論点となることから、本研究会においては、通関の適正性及び業務処理の効率性を損ねることなく貿易の円滑化を図るとの観点から、これらの論点について検討した。

### (1) 申告官署の自由化の対象範囲について

#### イ. 対象官署について

蔵置官署に輸出入申告を行う原則の下では、官署周辺の物流事情等の関係から、専ら海上貨物を扱う官署と専ら航空貨物を扱う官署があるが、海上貨物と航空貨物とで通関手続に違いはないこと等の理由から、申告官署の自由化後においては、官署により取扱貨物を限定することは適当ではないと考えられる。

なお、申告官署の自由化の実施に当たっては、事業者のみならず、税関官署の業務量に大きな影響を与え、それによって円滑な物流の支障となることも想定されることから、事業者と税関との間で、事前に十分な意思疎通を行うことが必要であるとの意見があった。

#### ロ. 対象貨物について

輸出入申告の手続は、貨物の種類によって大きな違いはないことから、輸出入申告を要する貨物については、基本的にはすべて自由化の対象とすべきものと考えられるが、現状においても特殊な取扱いが必要とされている貨物を、申告官署の自由化の下でどのように取り扱うべきか検討した。

ワシントン条約<sup>7</sup>該当貨物は、国際的な要請を受け、適正・迅速な通関を確保するために輸入通関できる官署(以下「通関官署」という。)を限定していることから、これを維持しつつ、対象貨物が通関官署に蔵置されている場合にいずれかの通関官署に輸入申告を行うことを可能とすることが適当と考えられる。

MDA協定<sup>8</sup>該当貨物は、特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずることとされていることから、申告官署の自由化の対象とすることは適当ではないと考えられる。

申告対象の国際郵便物は、郵便物を専門に取り扱う外郵官署に輸出入申告が行われているが、手続は一般貨物と変わらないことから、外郵官署以外の官署(他の外郵官署を含む。)に輸出入申告を行うことを可能とすることが適当と考えられる。なお、外郵官署は、大量の郵便物を迅速かつ効率的に通関するために国際郵便局内に郵便物を専門に取り扱う官署として設置されているものであることから、ここで一般貨物の輸出入申告を取り扱うことは適当ではないと考えられる。

## ハ. 対象手続について

申告官署の自由化については、輸出入申告をその対象として検討しているが、輸出入申告に類似する手続のうち、自由化の対象とすべきと考えられるものについて、申告官署の自由化の下でどのように取り扱うべきか検討した。

輸出入申告と同様の手続<sup>9</sup>及び輸出入申告に併せて行われる手続<sup>10</sup>については申告官署の自由化の対象とすることが適当と考えられる。また、輸出入申告に先行し、又は後続する手続<sup>11</sup>については、申告官署の自由化の下、輸出入申告を行う官署に対して行うことが適当と考えられる。なお、他所蔵置の許可申請(関税法第 30 条第 1 項第 2 号)は、他所蔵置場所を所轄する税関官署に対して行う現状の取扱いを維持することが適当と考えられる<sup>12</sup>。

## (2) 申告官署の自由化の下での業務処理について

申告官署の自由化の下、非蔵置官署に対して行われる輸出入申告については、書類の審査を行う申告官署と貨物確認・検査を行う蔵置官署とが異なることとなる、いわゆる「審査(審検)分離」の処理体制が執られることとなる。これに伴い整理すべき事項について以下のとおり検討を行った。

## イ. 輸出入の許可について

<sup>7</sup> 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

<sup>8</sup> 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定

<sup>9</sup> 蔵入承認申請(関税法第 43 条の 3)、移入承認申請(関税法第 61 条の 4 において準用する第 43 条の 3)、展示等申告(関税法第 62 条の 3)、総保入承認申請(関税法第 62 条の 10)、積戻し申告(関税法第 75 条)。

<sup>10</sup> 納税申告(関税法第 7 条)、併せ運送(関税法第 63 条)。

<sup>11</sup> 特例申告(関税法第 7 条の 2)、修正申告(関税法第 7 条の 14)、更正請求(関税法第 7 条の 15)、本船扱い等承認申請(関税法第 67 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 67 条の 3 第 2 項)、輸入許可前引取承認申請(関税法第 73 条)。

<sup>12</sup> 他所蔵置の許可を受けた貨物の輸出入申告は申告官署の自由化の対象となる。

非蔵置官署に行われる輸出入申告について「審確(審検)分離」の下での業務処理の前提として、まずは、輸出入の許可を申告官署と蔵置官署のどちらで行うかについて検討した。

非蔵置官署に対して行われる輸出入申告は、輸出入者が非蔵置官署の長に対して輸出入の許可を求めているものであることからすれば、輸出入の許可は、非蔵置官署である申告官署で行うことが適当と考えられる。

#### ロ. 申告官署の選択制との関係について

申告官署の自由化は、事前の選択を必要とせず全国いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能とするものであり、現状、税関においてAEO通関業者を対象として実施している「申告官署の選択制」<sup>13</sup>は、申告官署の自由化の枠組みに吸収されると考えられる。なお、申告官署の選択制で行われている、通関業者の希望により貨物を申告官署へ持ち込んで貨物確認を受ける取扱いは、これを維持することが適当と考えられる。

#### ハ. 貿易統計の取扱いについて

税関官署別の貿易統計については、統計の継続性及び物流実態の反映の観点から、蔵置官署で計上することが適当と考えられる。

### 二. 税関検査への立会い

税関が輸出入貨物について検査を行う場合には、当該貨物に係る輸出入申告を取り扱った通関業者の立会いを求めるため、その旨を当該通関業者に通知しなければならないこととされている(通関業法第16条)。その際、当該通関業者が必ずしも税関検査に立ち会わなければならないこととはされていないものの、税関検査に際し税関に対して行う主張・陳述は通関業法上の通関業務とされていること(通関業法第2条第1号イ(3))から、税関検査を効率的に進めるため、当該通関業者が税関検査に立ち会うことが一般的となっている。

申告官署の自由化の下で、申告官署と蔵置官署とが遠隔地にある場合、輸出入申告を取り扱った通関業者自身が税関検査に立ち会うことが困難となる状況が想定されるが、そのような場合に、当該通関業者以外の者に税関検査への立会いを行わせることができないとする場合、当該通関業者に過度の負担を強いることとなるとともに、円滑な通関の妨げとなるおそれがある。この問題に対応しつつ、税関検査を効率的に進めるためには、輸出入申告を取り扱った通関業者以外の通関業者が税関検査に立ち会うことができることとすることが考えられる。なお、通関業者は依頼人である輸出入者の代理人であること、守秘義務が課されていること(通関業法第19条)を踏まえると、輸出入者から輸出入申告の代理を依頼された通関業者が他の通関業者に検査の立会いを委託するために

<sup>13</sup> 一部の官署を対象として、貨物の蔵置官署に関わらずAEO通関業者があらかじめ選択した特定の官署に輸出入申告を行うことを可能とするもの。東京税関、横浜税関、神戸税関、大阪税関、名古屋税関及び門司税関で実施されている。

は、依頼人である輸出入者の許諾を得ることが必要となる。

以上のことから、申告官署の自由化の下での税関検査への立会いについては、輸出入者の許諾を得た上で、申告手続を代理した通関業者以外の通関業者が行うことも可能である旨を明確化することが適当と考えられる。

#### ホ. 通関関係書類の提出先について

税関に原本を提出する必要がある通関関係書類は、原則として申告官署に提出することが適当と考えられる。

### Ⅲ 通関業制度

#### 1. 通関業法改正の基本的考え方

上記Ⅱ 1. にあるとおり、申告官署の自由化に当たっては、通関業の営業区域制限を廃止する通関業法の改正が必要となる<sup>14</sup>。他方、通関業法は、1967年(昭和42年)の制定以来50年近くに亘り実質的な改正が行われていないため、その間の通関手続を取り巻く環境の変化等に対応できていない面が見受けられることから、こうした状況を踏まえた包括的な見直しが必要となっている。

通関手続を取り巻く環境の変化として、具体的には、

- ① 貿易円滑化の推進の観点からは、関税率水準が低下する中、通関手続のより一層の自由化・迅速化が求められていること、輸出入申告の約98%がNACCS<sup>15</sup>を利用して行われるなど電子化・ペーパーレス化が進展していること
- ② 国民の安全・安心の確保の観点からは、テロ、不正薬物の密輸入等に対応するためのセキュリティ管理やコンプライアンスの重要性が増していること
- ③ 適正かつ公平な関税の徴収の観点からは、EPA等の拡大に伴い関税率・原産地規則等が複雑化していること、取引手法の多様化等に伴い関税評価・関税分類の困難事例が増していること

等があげられる。

通関業法については、こうした環境の変化を踏まえるとともに、他の業法・士法を参考としつつ、

- ・ 経済的な規制は最小限にし、通関業者の創意工夫が生かされる環境を整備する
- ・ 自由な競争環境の下で、自己規律の発揮と透明性ある事後チェック体制を整備する
- ・ 通関士、通関業者による高度な専門性を発揮できるものとする

<sup>14</sup> 通関業の許可に際しては、いわゆる「需給調整条項」に適合するかどうかを審査しなければならないこととされている(通関業法第5条第3号)が、需給調整条項については、「規制緩和推進3か年計画」(平成10年3月31日閣議決定)において次期法改正時に廃止することとされていることから、通関業の営業区域制限を廃止する通関業法の改正に併せ、これを廃止する必要がある。

<sup>15</sup> NACCS : Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System (輸出入・港湾関連情報処理システム)

ことを基本的方向性とした全般的な見直しを行い、社会経済のグローバル化やサプライチェーンの国際化・高度化に対応したものとすることが適当と考えられる。

## 2. 通関業法改正に係る論点

本研究会においては、上記1.の基本的方向性を踏まえ、通関士制度を含む通関業制度全般に係る個別の論点について検討した。

### (1) 通関業の許可について

通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならないこととされており(通関業法第3条第1項)、2以上の税関の管轄区域内において通関業を行おうとする場合には、それぞれの税関において許可を受ける必要がある。

申告官署の自由化に伴い、通関業者は、通関業の許可を受けた税関の管轄区域外に所在する税関官署に対する輸出入申告が可能となるが、通関業者が新たに通関業の許可を受けて営業区域を拡大しない限り申告官署の自由化に対応できない場合が生ずることは適当ではないことから、一の通関業の許可により全国で通関業務を行うことを可能とすることが適当と考えられる。

### (2) 営業所の新設について

通関業者は、その通関業の許可に係る税関の管轄区域内において通関業務を行う営業所(以下「通関営業所」という。)を設けようとするときは、その通関営業所の所在地を管轄する税関長の許可を受けなければならないこととされている(通関業法第8条第1項)。

通関営業所の新設を許可制としているのは、「通関業の許可は、通関業についての一般的抽象的形態について行われるのではなく、申請に係る通関業の経営者、営業所等、具体的な内容について行われることから、通関業者が通関営業所を新たに設けようとする場合には、その営業所について、人的構成、通関士の設置等に関し審査をする必要がある」<sup>16</sup>ことによるものであり、この趣旨を踏まえれば、通関営業所の新設を許可制としていることには合理性があると考えられる。

一方で、AEO通関業者は、通関業務その他の輸出入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる者として税関長の認定を受けた者(関税法第79条第1項)であり、その認定の具体的要件<sup>17</sup>からすれば、通関営業所の新設に当たって改めて税関長の許可を受ける必要性は乏しいと考えられる。

<sup>16</sup> 「関税法規精解」(日本関税協会)

<sup>17</sup> AEO通関業者に係る具体的な認定要件

- 輸出入に関する業務を適正かつ確実にを行う体制並びに関税法、通関業法及び他の法令を遵守するために必要かつ十分な体制が整備されていること(関税法第79条第3項第2号並びに関税法施行規則第9条の7第4号及び第5号)
- 輸出入に関する業務について、関税法その他の法令の規定を遵守するための事項を規定した規則(法令遵守規則)を定めていること(関税法第79条第3項第3号及び関税法施行規則第9条の8)

したがって、通関営業所の新設に係る許可制は維持しつつ、AEO通関業者による営業所の新設について、これを届出制とすることが適当と考えられる。

### (3) 地域限定の場合及び貨物限定の場合における通関士の設置について

通関業者は、①営業所において取り扱う通関業務が通関士の設置が必要とされる地域以外の地域においてのみ行われることとなっている場合(地域限定の場合)、②営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類(貨物)のみに限られている場合(貨物限定の場合)を除き、通関営業所ごとに専任の通関士1人以上を置かなければならないこととされている(通関業法第13条第1項並びに通関業法施行令第4条第1項、第5条及び別表)。

この通関業法上の通関士の設置義務は、通関手続が適正かつ迅速に行われるためには通関書類が適正で不備のないものであることを要することから、通関営業所に専門家としての通関士を置き通関書類の審査をさせることで、通関の適正化、迅速化と利用者の利益の増進を図ることを目的とするものである。

このような通関士の設置の意義からすれば、本来すべての通関営業所に通関士を設置することが望ましく、

- ① 貿易量の増大に伴い地方港における貨物の取扱量も増大し、取扱貨物の種類も多様化していること
- ② 加算税の導入(平成9年10月)やEPAの進展等に伴う申告内容の複雑化により、適正な申告を確保する上で通関士が果たす役割の重要性も増していると考えられること
- ③ 申告官署の自由化に伴い、通関士の設置を要しない地域に所在する通関営業所であっても、通関士の設置を要する地域に所在する税関官署への申告が可能となること等を踏まえれば、地域限定の場合及び貨物限定の場合であっても、通関の適正化、迅速化を図るため、専門的知識を有する専門家である通関士が申告書類の審査を行うことは必要と考えられる。

ただし、通関営業所において「コンテナ及びその修理用部分品の通関手続のみを行う場合」にあつては、簡易な輸出入通関を認めている<sup>18</sup>こと等から、通関士の設置を不要とする現状の取扱いを維持することが適当と考えられる。

### (4) 専任の通関士の設置について

専任の通関士とは、専ら特定の通関業者の特定の営業所において通関士としてその通関業務のみに従事し、かつ、当該営業所において取り扱う通関業務につき、通関士の審査が必要な通関書類を審査できる者をいうとしており(通関業法基本通達13-2(1))、常勤性<sup>19</sup>及び専従性<sup>20</sup>の双方を求めている。

<sup>18</sup> 「積卸しコンテナ一覧表」を税関に提出することによる輸出入通関が認められている(コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第2条)

<sup>19</sup> 他の営業所に所属して通関業務を行うことはできないという意味での専任。

<sup>20</sup> 通関業務以外の業務を行うことはできないという意味での専任。

このうち、常勤性については、

- ① 他の営業所と兼任する通関士であっても、業務量に応じて複数の通関士を置くことで常時対応できる体制を整備することは可能であること
- ② IT化の進展により、輸出入申告のほとんどがNACCSを利用して電子的に行われている現状を踏まえれば、通関士が他の営業所において通関書類の審査を行うことは可能であること
- ③ 通関の適正性を確保する体制となっていないと認められる場合等には、業務改善を命ずること等により対応することが可能と考えられること

(注) 業務改善を命ずることについては後記(8)参照

等から、通関士が他の営業所に所属したとしても通関の適正性は確保されており、また、通関の迅速化と利用者の利便性に与える影響も小さいと考えられる。したがって、現状の取扱いを維持する必要性は乏しく、常勤性の要件を緩和することが適当と考えられる。

また、専従性については、

- ① 業務量に応じて複数の通関士を設置することで常時対応できる体制を整備することは可能であり、また、組織形態も多様化するなか、通関士が他の業務を行えないとすることは現実的でないこと
- ② 通関業者は、通関業務に先行し、後続し、その他通関業務に関連する業務を行うことができる(通関業法第7条)が、通関手続の中核を担う通関士が、通関業務に密接に関連する関連業務を行えないことは合理的ではないこと

を踏まえれば、現状の取扱いを維持する必要性は乏しく、専従性の要件を緩和することが適当と考えられる。

なお、常勤性及び専従性の要件の緩和に際しては、女性通関士が活躍できる環境を整備する観点から、在宅での通関業務が可能となるような方策についても併せて検討してほしいとの意見があった。

#### (5) 通関業の許可及びAEO通関業者の認定に基づく地位の承継について

保税蔵置場の被許可者やAEO輸出入者には、合併等(合併若しくは分割又は相続)があった場合に、税関長の承認を受けてその許可等に基づく地位を承継することができる旨の規定があり、その趣旨は、事業の継続性の観点から、合併等の後においても許可等の要件に合致しているかどうかを税関長が審査し、これに合致している場合には当該許可等に基づく地位の承継を認めることで利用者及び合併後の法人等の利便を確保しようとするものである。

通関業者及びAEO通関業者についてはこのような規定がないことから、これらの者に合併等があった場合には、地位の承継が認められず、事業の継続性の観点から利用者及び合併後の法人等の利便を損ねているおそれがある。特に、AEO通関業者に合併等があった場合には、合併後の法人等は、通関業の許可及びAEO通関業者の認定に基づく地位を承継できないことに加え、通関業の許可の日から3年を経過していることをAEO通関業者の認定の要件としている(関税法第79条第3項第1号ロ)ことから、新たに通関業の許可を受けた後3年間はAEO通関業者の認定を受けることができないといった不都合が生ず

ることとなる。

これらの点を踏まえれば、通関業者及びAEO通関業者について、税関長の承認を受けて、その許可又は認定に基づく地位を承継できることとすることが適当と考えられる。

#### (6) 営業報告書について

通関業者は、その取扱いに係る通関業務(関連業務を含む。)の件数、受けた料金の額等の事項を記載した報告書(以下、「営業報告書」という。)を毎年1回税関長に提出しなければならないこととされている(通関業法第22条第3項)<sup>21</sup>。

営業報告書は、通関業者に対する適切な監督、指導を可能とするため、また、通関業者の財務の状況等を把握し通関業の健全性を確保するために報告義務を課しているものであるが、通関業者が行っている他の届出等との関係も考慮しつつ、第4表(通関士実態表)を簡素化する等、今回の通関業法の改正に併せて簡素化、合理化等必要な見直しを行うことが適当と考えられる。

#### (7) 通関業務料金の最高額の定めについて

通関業者の通関業務料金については、財務大臣が必要な定めをすることができることとされており(通関業法第18条第2項)、通関業法基本通達にそれぞれの業務の料金の最高額を定めている(通関業法基本通達18-1、以下「最高額の定め」という。)

最高額の定めは、通関業者が著しく不当な料金を設定することがないように、その最高額を定めることで依頼者を保護しようとするものであるが、平成21年4月に公正取引委員会が公表した「国際航空貨物の輸出入に係る競争実態について」においては、こうした最高額の定めは「利用者の利益を害しているおそれがある」、「維持する実益が乏しくなっている」とされている<sup>22</sup>。

さらに、他の業法においても料金(報酬)の最高額を定めている例はほとんど見られず、他の主な士法については平成13年から平成16年にかけていずれも自由料金制に変更されている<sup>23</sup>。

---

<sup>21</sup> 営業報告書の構成

- ・第1表「営業概況総括表」：資本金、他税関での通関業の許可の状況、兼業の状況、主要取引先等について記載。
- ・第2表「通関業務取扱件数及び通関業収入等内訳表」：営業所ごとに取扱う通関業務の件数、収受額、収受率等について記載。
- ・第3表「通関業務収支内訳表」：通関業に係る収入、支出、利益率等について記載。
- ・第4表「通関士実態表」：通関士数、通関業務経験年数等について記載。

<sup>22</sup> 「国際航空貨物の輸出入に係る競争実態について」(平成21年4月 公正取引委員会公表)(抄)

通関業に係る料金の上限規制は、通関業者に料金設定の際の基準や目安となる価格を示すものとして機能しており、利用者の利益を害しているおそれがある。

また、一般的に料金の上限規制の目的は、利用者の保護であると考えられるため、通関業の新規参入に対する需給調整が行われた時代には、通関業に係る料金の上限規制が一定の役割を果たしていたものと評価できる。しかしながら、現在、通関業法基本通達5-3により、需給調整条項が通関業の参入の実質的な障害とならないようにされているところである。

これらを勘案すると、通関業に係る料金の上限規制を維持する実益が乏しくなっていると考えられる。

<sup>23</sup> 税理士(平成14年)、公認会計士(平成16年)、弁護士(平成15年)、司法書士(平成15年)、弁理士(平成13年)

また、近年における通関業務料金の平均収受率をみると、年々低下傾向で推移しており、通関業務料金の最高額を定めている意義が乏しくなっている。

最高額の定めに関しては、

- ・ 利用者との値決めの際には、最高額の定めを示すことで通関業務料金の透明性が確保され、利用者に安心感を与えられることから、これを維持する必要があるとの意見があった。一方で、

- ・ 最高額の定めがあることで通関業務料金が下げ止まっているのであれば、輸出入者に不利なものとなっていると考えられる、最高額の定めは時代にそぐわないという現実がある

との意見があった。

このように、本論点については、様々な意見が出されたところであるが、通関業者の創意工夫が活かされる環境の整備の観点及び通関業務料金の収受の実態を踏まえれば、財務大臣が通関業務料金の額について必要な定めをすることができる旨の規定を維持する必要性は乏しく、通関業者がサービスに応じて自由に料金を設定することを可能とすることが時代の流れではないかと考えられる。

なお、通関業者が料金を設定するに当たっては、採算を度外視した低価格等によって、他の通関業者の事業活動を困難にさせることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進できなくなることがないよう留意する必要があると考えられる。

また、最高額の定めを廃止する場合であっても、通関業法第 18 条第 1 項の規定による通関業者が営業所において料金の額を掲示しなければならない義務については、依頼者の保護の観点から維持することが適当であると考えられる。

## (8) 業務改善命令について

他の業法においては、事業者の業務が適正に行われていない場合等に、当該事業者に対して業務改善を命ずることを可能とする例が一般的であるが、通関業法には業務改善命令に係る規定が置かれていない。

業務改善命令は、業務が適正に行われていない場合等にこれを改善し、又は再発を防止するための措置を講ずることを事業者に求めるものであり、その趣旨は、事業者の適正な業務運営を確保し、利用者の保護を図ろうとするものである。

通関業については、貿易取引における通関業の果たす役割の重要性に鑑みこれを許可制としているが、業務が適正に行われていない通関業者に対して業務改善命令を行うことができない現状は、適正な通関手続の確保、利用者の保護等が損なわれかねないことから適当ではなく、通関業者の業務が適正に行われていない場合であって適正な通関手続の確保等のため必要があると認めるときは、業務改善を命ずることを可能とすることが適当と考えられる。

また、通関業者が業務改善命令に違反した場合は、監督処分(通関業法第 34 条)の対象とするとともに、罰則を設けることでその実効性を担保することが適当と考えられる。

なお、実施にあたっては、透明性を確保するため、どのような場合に業務改善命令を発出するのかについて考え方を明らかにする必要があると考えられる。

## (9) 欠格事由について

関税法上、保税蔵置場等の許可及びAEO事業者の承認又は認定については、申請者が暴力団員であること等に該当する場合には、その許可、承認又は認定をしない、又はしないことができる旨を規定している。

一方、通関業の許可については、申請者が暴力団員であること等に該当することを通関業法上の欠格事由として明文化していない<sup>24</sup>が、暴力団員等が通関業の許可を受け、社会悪物品の密輸入等に関与したり、その収益が暴力団の資金源となる可能性を排除できないこと、また、「業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努める」ことが企業活動からの暴力団排除の推進に係る政府の取組み<sup>25</sup>の一つとされていることを踏まえれば、これを欠格事由として明文化することが適当と考えられる。なお、その場合、通関業者が通関業の許可後に暴力団員であること等に該当することとなったときに通関業の許可を取り消すことができることを併せて措置する必要があると考えられる。

## (10) 罰則について

通関業法の罰則規定は、1967年(昭和42年)の制定時から改正が行われておらず、罰金刑の多額が著しく低く据え置かれている状況にある<sup>26</sup>。

関税法及び関税暫定措置法については、平成6年に物価上昇等に伴う可罰効果の減少に対応した罰金刑の多額の引上げを行っているが、通関業法はこうした改正を行っていないため、他の業法及び士法における罰則規定と比較して罰金刑の多額の水準が著しく低い状態に据え置かれていることや、近年において、通関業法と同水準の罰金刑の多額を規定した法律の公布例はない<sup>27</sup>ことから、罰金刑の多額的水準を見直すことが適当と考えられる。

## (11) 通関業者が輸出入者に通関関係書類の提出を求めることができる旨の規定について

(一社)日本通関業連合会は、平成26年1月に取りまとめた報告書<sup>28</sup>において、「通関業者が輸出入者に対し、通関関係書類の提出を求めることができる規定を新設すること」を通関行政に係る要望の一つとしている<sup>29</sup>が、この点に関しては、通関業者等に対する守秘

<sup>24</sup> 現在は、許可の基準である「十分な社会的信用を有すること」(通関業法第5条第2号)に適合するかどうかを審査する中で、申請者が暴力団員であること等に該当しないことを確認している。

<sup>25</sup> 「企業活動からの暴力団排除の取組みについて」(平成22年12月9日 暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム報告書)

<sup>26</sup> 通関業法における罰則水準

- ・第41条(不正な手段により許可を受ける罪等)→1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・第42条(偽りその他不正の手段により通関士の確認を受ける罪等)→6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・第43条(財務大臣の定め違反して業務料金を受ける罪等)→5万円以下の罰金
- ・第44条(通関業者の名義貸しの罪等)→3万円以下の罰金

<sup>27</sup> 例えば、通関業法第41条と同様に「1年以下の懲役」を規定する罪に「10万円以下の罰金」を科している法律は昭和56年以降例はない。

<sup>28</sup> 通関業及び通関士の今後のあり方に関する研究会【報告書】(平成26年1月17日 一般社団法人 日本通関業連合会)

<sup>29</sup> 要望は、「通関業者は、輸出入者を代理、代行して税関に輸出入申告を行っているが、輸出入者はセキュリティの確

義務(通関業法第19条)の枠組みの中で、輸出入者及び通関業者間の信頼関係に基づき解決すべき問題と考えられる。

なお、財務省関税局・税関から輸出入者に対し、種々の機会を捉えて「通関業者から、適正な通関手続を行うために必要な資料の提出を求められた場合には、これに協力してほしい」旨を要請するなど、輸出入者から通関業者に対する情報提供がより円滑に行われるための取組を求める意見があった。

#### (12) 通関士試験科目の一部免除について

通関士試験には、他の士法に見られるような、一定の基準以上の成績を得た科目について、その後に行われる試験で当該科目を免除する制度がない<sup>30</sup>ことから、本研究会においては、このような制度の必要性について検討した。

このような制度の趣旨は、一定の資質を有する多様な人材を確保していくこと(公認会計士試験)、資格取得の容易化(司法書士試験)、試験負担の軽減を図ること(弁理士試験)、とされているが、通関士については、通関業者に勤務する有資格者のうち、35%程度の者が通関士としてではなく通関業務従事者等として勤務している実態<sup>31</sup>にあり、通関士が不足しているとは言い難い状況にあり、近年の合格率<sup>32</sup>をみても他の試験に比べ資格取得が困難とは言い難い。また、例えば税理士試験は記述式5科目で行われており、選択式3科目のみで行われる通関士試験の受験者に、他の試験と比べ過度の負担があるとは言い難い。

したがって、現状においては、通関士試験にこのような制度を導入する必要性は乏しく、通関士に求められる資質や役割、受験者の実態等を踏まえて検討すべき中長期的な課題とすることが適当と考えられる。

#### (13) 通関士となる際の実務経験について

他の士法においては、試験合格者が「士」となる場合に実務経験等を必要とするものがあるが、通関士試験合格者が通関士となる場合、実務経験等を必要としていない。

本研究会においては、通関士試験合格者が通関士となる場合の実務経験等の必要性について検討したが、通関士試験は、「通関書類の作成要領その他通関手続の実務」を試験科目の一つとしており(通関業法第23条)、試験を通じて実務に必要な知識及び能力の有無を判定していることから、通関士試験合格者が通関士となる場合に実務経験等を求める必要性は乏しいと考えられる。

#### (14) 通関士の位置付けについて

通関士は、税理士、公認会計士といった他の資格と異なり、独立して業務を行うことが

---

保等を理由に輸出入申告に必要な通関関係書類の提出を拒むことがある」ことから出されているものである。

<sup>30</sup> 通関士試験は、関税法等、通関実務及び通関業法の3科目について行われ(通関業法第23条第2項)、実務経験に応じた試験科目の一部免除は実施している(通関業法第24条)。

<sup>31</sup> 通関業者に勤務する通関士有資格者は約10,600名であるが、そのうちの約3,600名が通関士としてではなく通関業務従事者等として勤務している(平成25年度通関業営業報告書ベース)。

<sup>32</sup> 平成21年度から平成26年度までにおける通関士試験の合格率は、7.8%~13.2%で推移している。

可能な資格として位置付けられていない<sup>33</sup>ことから、本研究会においては、通関士を独立して業務を行うことが可能な資格として位置付けることについて検討した。

通関士を通関業者の通関業務に従事する者としている趣旨は、通関業法の制定時において、通関業務の性質上、相当数の業務を同時に処理するのでなければ経営が成り立ち難いこと、運送業務や倉庫業務等と一括して依頼を受けることが通例であること等から、通関業者の通関業務に従事する専門家として特定の責任ある事務を行うという構成をとったことによるものである。

通関業の現状を見ても、近年における通関業務料金の平均収受率は年々低下傾向にあり、個々の事務処理において多くの料金を取得することは期待できないことや、通関業務のほかに貨物の運搬や保管等も一括して依頼されるケースが一般的であることから、通関士を独立して業務を行うことが可能な資格として位置付けることについては、引き続き検討すべき中長期的な課題とすることが適当と考えられる。

#### (15) 通関士の資格付与について

通関士は、税理士、公認会計士といった他の資格と異なり、通関士試験合格者が自らの意思で通関士となることはできず、通関業者の通関業務に従事している必要がある<sup>34</sup>ことから、本研究会においては、通関士試験合格者の申請に基づく登録制について検討した。

通関士の資格付与を通関業者による通関士の届出・税関長の確認にかからしめている趣旨は、通関士が行う通関書類の審査という機能がその属する通関業者に帰属することを踏まえ、通関業者に通関士を雇用する義務を課すととともに、その者が欠格事由に該当しない旨を税関長に届けさせ、税関長の確認を受けさせることとしているものである。通関士試験合格者の申請に基づく登録制は、通関業者の従業者として通関業務に従事しない場合であっても通関士という名称を使用して通関業務を行うこと(通関士の独立)を可能とすることとの関係を慎重に検討する必要があると考えられることから、引き続き検討すべき中長期的な課題とすることが適当と考えられる。

## IV まとめ

本研究会は、財務省関税局における申告官署の自由化及び通関業制度の今後の検討に資するため、本年4月から5回にわたり開催し、申告官署の自由化の基本的枠組み及び通関士を含めた通関業制度全般に係る種々の論点について検討し、考え方を整理した。

本研究会において整理した論点については、今後、関係者間で引き続き情報の共有を図りつつ、本研究会での議論を踏まえ、財務省関税局における検討が進められることを期待する。

なお、平成29年度までの検討に当たっては、財務省関税局から、検討の状況を幅広く関係

<sup>33</sup> 通関士は、通関業者の届出に基づく税関長の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者とされている(通関業法第2条第4号及び第31条第1項)。

<sup>34</sup> 通関業者は、通関士試験合格者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、税関長に届け出て、税関長の確認を受けなければならないこととされている(通関業法第31条)。

者に対して周知するとともに、適切に情報提供を行うこと等を通じて、引き続き新たな制度の理解促進に向けた取組みを丁寧に行うことが重要である。

(以上)